

すかがわ統計月報 4年12月発行

須賀川公共職業安定所 962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話) 0248-76-8609

石川地方職業相談室 963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話) 0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和4年11月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 2.02倍(対前年同月比0.15ポイント上昇、対前月比0.34ポイント上昇)

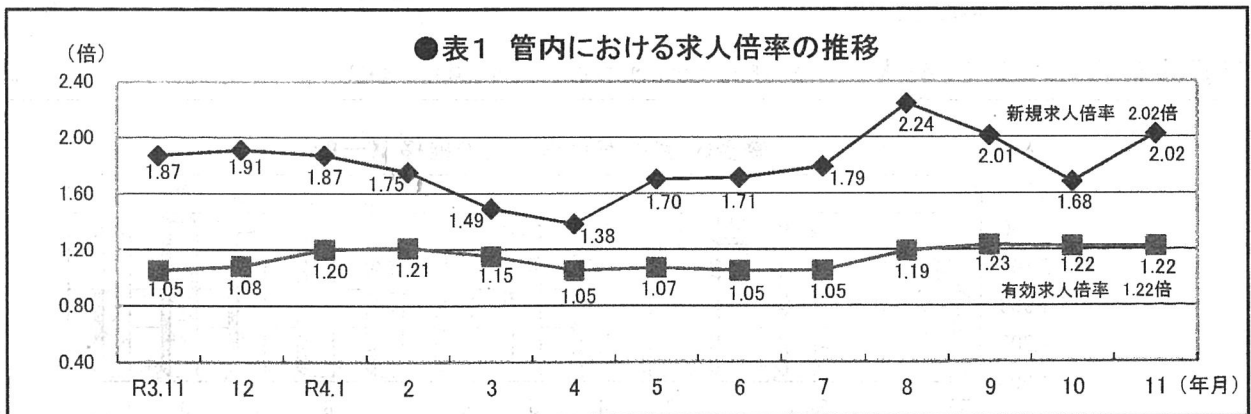
11月の新たな求職申込みは410件、求人申込みは830人分でした。
これは、1件の求職申込みに対し2.02人分の求人が申し込まれたことになります。

※新規求人倍率: 新規求人数/新規求職者数
新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 1.22倍(対前年同月比0.17ポイント上昇、対前月比±0)

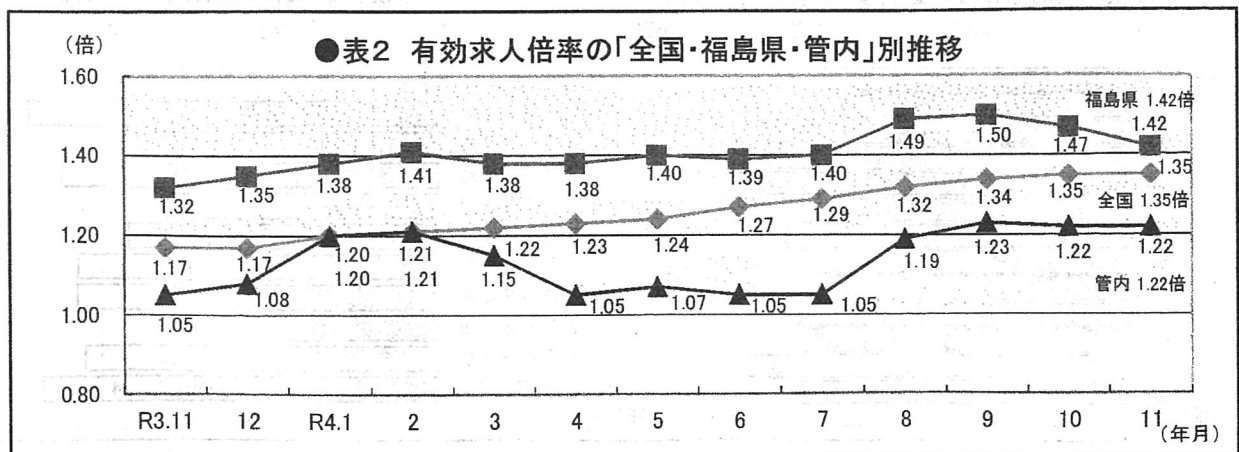
10月から引き続き求職している方と11月に新たに求職申込みした方の合計が1,842人であったのに対し、10月から繰り越された求人と11月に新たに申し込まれた求人の合計は2,248人でした。
これは、1人の求職者に対し1.22人分の求人になります。

※有効求人倍率: 有効求人数/有効求職者数
有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。



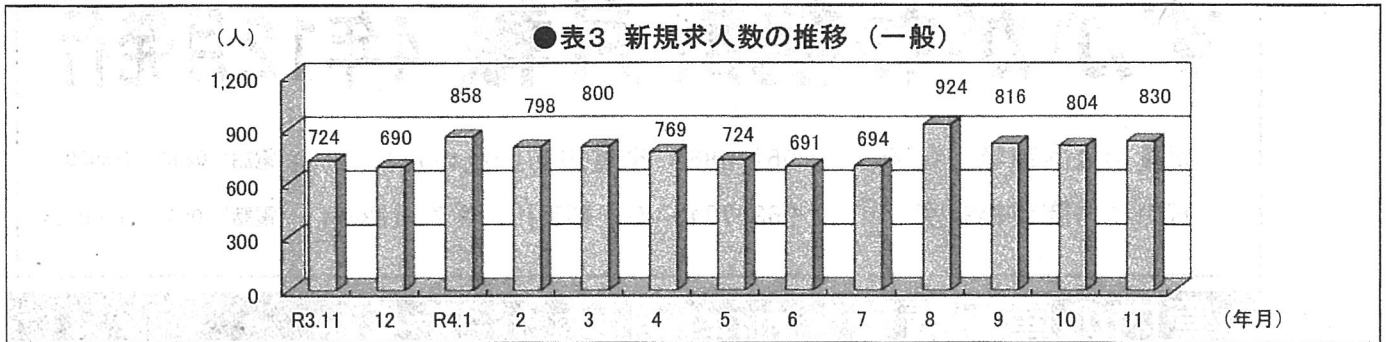
- 有効求人倍率 【全 国】1.35倍(対前年同月比0.18ポイント上昇、対前月比±0)
- 【福島県】1.42倍(対前年同月比0.1ポイント上昇、対前月比0.05ポイント低下)
- 【管 内】1.22倍(対前年同月比0.17ポイント上昇、対前月比±0)

※なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



求人

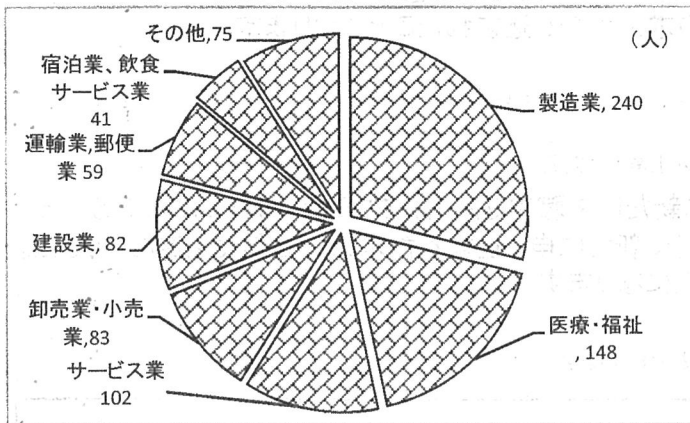
■新規求人人数 830人(対前年同月比14.6%増、対前月比3.2%増)(表3)



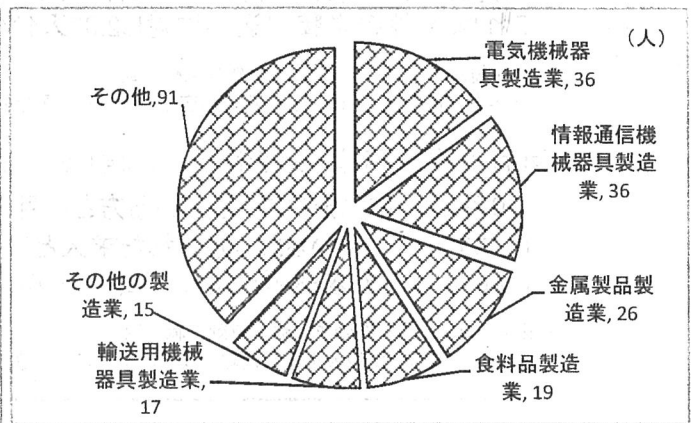
11月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が240人と最も多く、全体の28.9%を占めており、次いで医療・福祉、サービス業、卸売業・小売業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、電気機械器具製造業と情報通信機械器具製造業が36人ずつと、製造業全体の30%を占めており、次いで金属製品製造業、食料品製造業となっています。(表5)

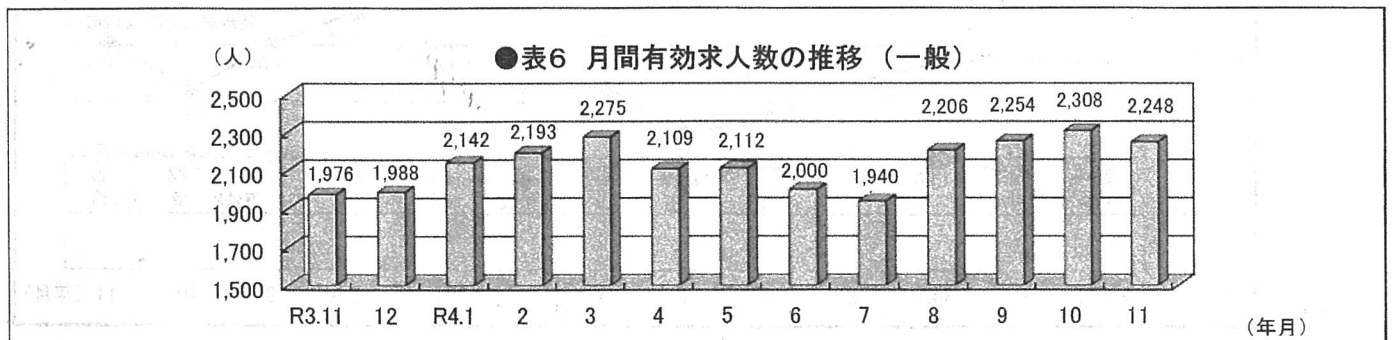
●表4 新規求人人数の産業別内訳(11月)



●表5 新規求人人数(製造業)内訳(11月)

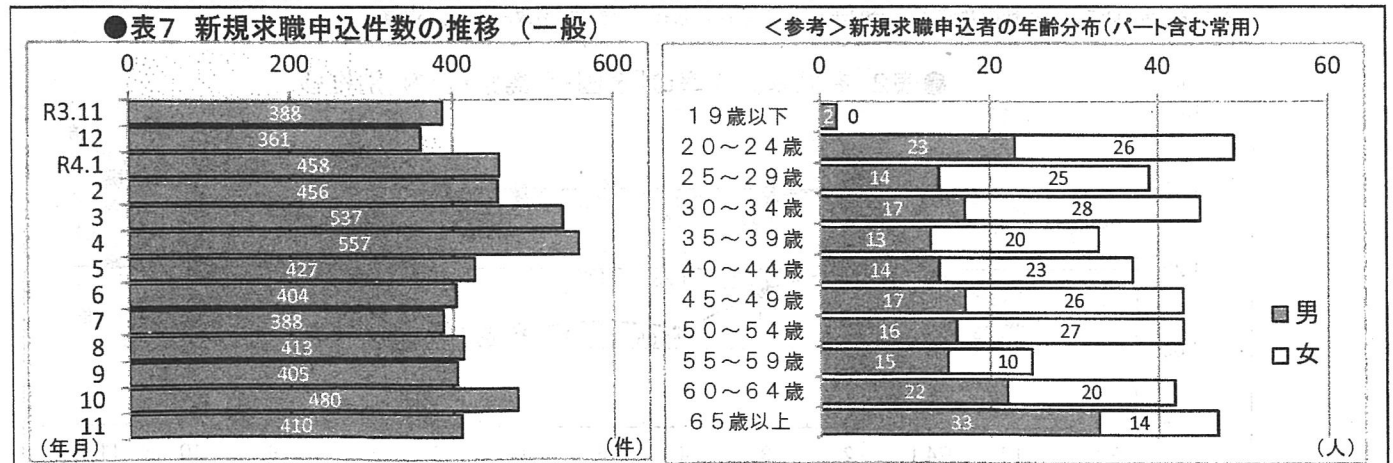


■月間有効求人人数 2,248人(対前年同月比13.8%増、対前月比2.6%減)(表6)

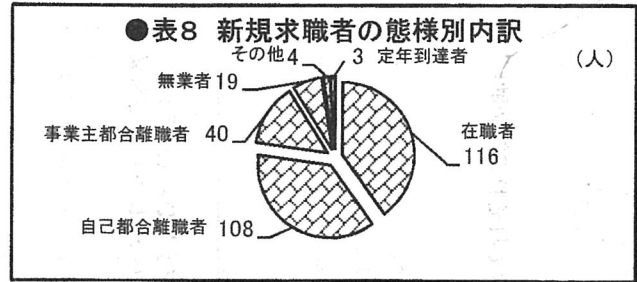


求職

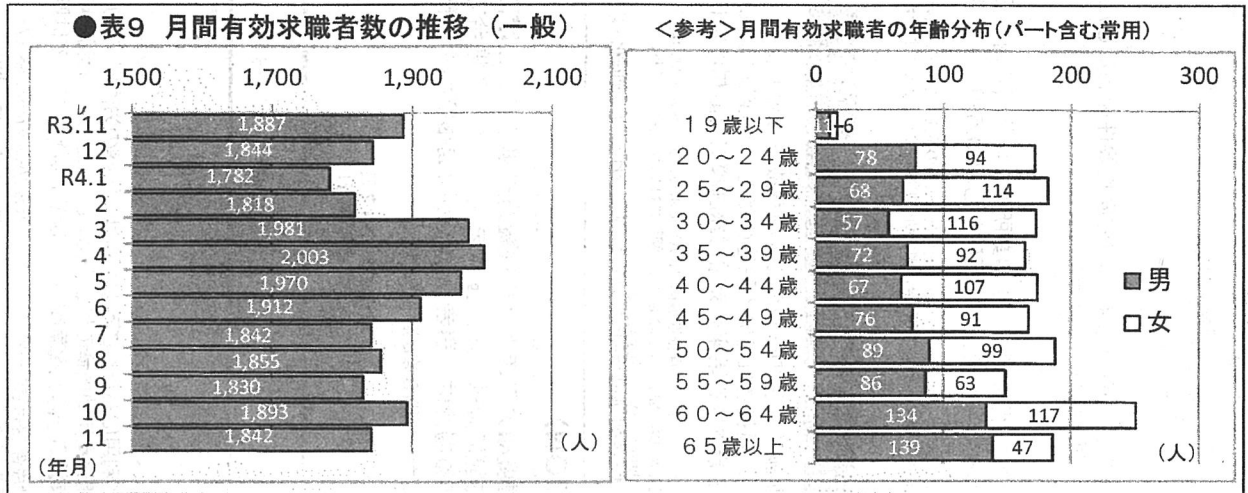
■新規求職申込件数 410件(対前年同月比5.7%増、対前月比14.6%減)(表7)



11月の新規求職申込件数290件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者が116人と最も多く、全体の40%を占めており、次いで自己都合離職者(構成37.2%)、事業主都合離職者(同13.8%)、無業者(同6.6%)、その他(同1.4%)となっています。(表8)



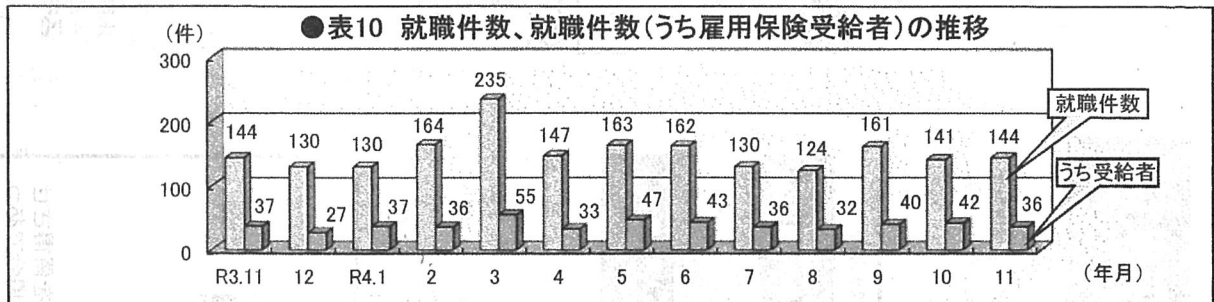
■月間有効求職者数 1,842人(対前年同月比2.4%減、対前月比2.7%減) (表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就 職

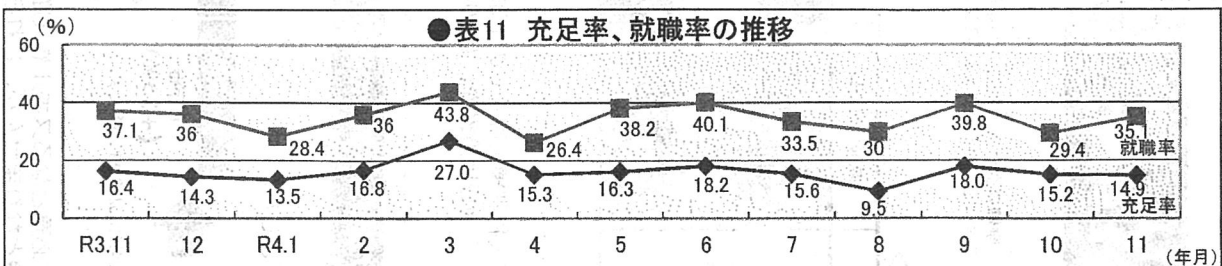
■就職件数 144件(対前年同月比±0、対前月比2.1%増)
 ■就職件数のうち保険受給者 36件(対前年同月比2.7%減、対前月比14.3%減)(表10)



充足率、就職率

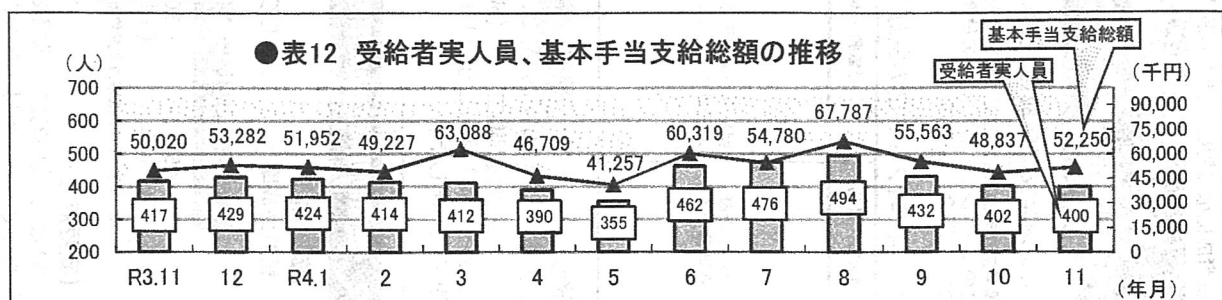
■充足率 14.9%(対前年同月比1.5ポイント低下、対前月比0.3ポイント低下)
 ■就職率 35.1%(対前年同月比2ポイント低下、対前月比5.7ポイント上昇)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 400人(対前年同月比4.1%減、対前月比0.5%減)
 ■雇用保険基本手当支給総額 52,250千円(対前年同月比4.5%増、対前月比7.0%増)(表12)



人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の助成率を引き上げるなど制度の改正を行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。このリーフレットでは、人への投資促進コースにおいて、令和4年12月2日から施行される主な改正内容についてご紹介しています。

<令和4年12月2日の主な改正内容>

訓練コース名	対象者・対象訓練	共通の見直し	各コースの見直し
人への投資促進コース	雇用保険被保険者を対象とした定額制サービスによる訓練など	1 助成限度額の引き上げ	2 定額制訓練の助成率の引き上げ及び対象訓練の緩和 3 自発的職業能力開発訓練の助成率及び助成限度額の引き上げ 4 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練の追加

1 助成限度額の引き上げ

人への投資促進コース（成長分野等人材訓練を除く）の1事業所が1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に受給できる助成限度額を、1,500万円から2,500万円に引き上げました。

2 定額制訓練の助成率の引き上げ及び対象訓練の緩和

【変更点1】
経費助成率を以下のとおり引き上げました。

中小企業	大企業	中小企業	大企業
45% (+15%)	30% (+15%)	60% (+15%)	45% (+15%)

※（）内の助成率は生産性要件を満たした場合に加算される率です。

【変更点2】

訓練の実施目的が、職務に間接的に必要となるスキルや共通的なスキルを習得させるものである場合は、経費助成の対象となりませんが、これらに該当する場合であっても、企業内においてデジタル・DX化やグリーン・DX化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるために実施する教育訓練である場合は、経費助成の対象としました。

3 自発的職業能力開発訓練の助成率及び助成限度額の引き上げ

【変更点1】
経費助成率を、30%から45%（生産性要件を満たした場合はその別の経費助成率に15%を加算）に引き上げました。

【変更点2】

自発的職業能力開発訓練の1事業所が1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に受給できる助成限度額を、200万円から300万円（※）に引き上げました。

※ 表1「1 助成限度額の引き上げ」に記載をした、人への投資促進コース（成長分野等人材訓練を除く）の助成限度額2,500万円のうち、自発的職業能力開発訓練の助成限度額は300万円となります。

4 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練の追加

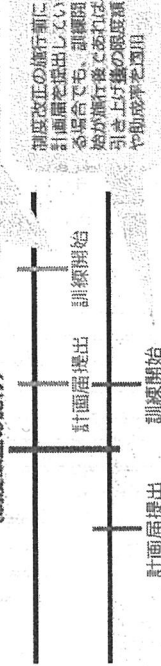
支給対象訓練に、国のデジタル人材育成プラットフォーム「マナビDX（デラックス）」（※1）に掲載されている講座のうち、講座レベルがITSS（※2）レベル4相当又は3相当に区分される講座を支給対象訓練に位置付けました。

- ※1 経済産業省と（独）情報処理推進機構（IPA）により、デジタル人材の育成を推進するため、デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として開設されたポータルサイト、マナビDX： <https://manabi-dx.ipa.go.jp/>
- ※2 IPAが公表する各種IT関連サービスの提供に必要な能力を明確化・体系化した指標。

<ATTENTION>

各助成限度額の引き上げや経費助成率の引き上げについては、令和4年12月2日より右前に訓練実施計画書を提出している場合でも、訓練開始日が12月2日以降である場合は、引き上げ後の助成限度額や経費助成率が適用されます。
（引き上げ後の限度額等が適用される例）

令和4年12月2日
（制度改正の施行）



本助成金のご利用にあたりご不明な点は、管轄の労働局・ハローワークにお問い合わせ下さい。また、人材開発支援助成金では、上記の改正に加え、令和4年12月2日から「事業展開等」スキリング支援コース」を新設しています。詳細については厚生労働省HPをご覧ください。

雇用関係助成金 受付窓口 一覧
（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/kyufukin/d01-1.html



人材開発支援助成金 検索